

令和 6 年第 6 回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和6年第6回教育委員会定例会議事日程

令和6年6月27日（木）
午後6時30分 開会
多賀城市役所北庁舎 N502会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和6年度多賀城市一般
報告第10号 会計補正予算（第2号）に対する意見）

臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事
報告第11号 件の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））

議案第11号 多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事に
ついて

議案第12号 多賀城市文化財保護委員会委員の人事について

議案第13号 令和7年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の
採択基準について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和6年第5回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

5月29日、「小学校読み書き特性をもつ児童のスクリーニング研修会」を多賀城小学校で開催し、小学校一年生の担任等が参加しました。

6月6日、「令和6年度仙台管内教育委員会協議会総会・研修会」が本市で開催され、林委員、小野委員、高田委員、大井委員が出席いたしました。総会において樋渡奈奈子元委員に感謝状が贈呈されました。

6月1日及び2日の2日間を中心に、「塩竈市・多賀城市中学校総合体育大会」「仙台北地区中学校総合体育大会」が市内外の各中学校、中央公園、総合体育館等で開催され、競技によっては6月3日以降も熱戦が繰り広げられました。

6月4日から19日まで16日間の会期で、「令和6年第2回多賀城市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします「令和6年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）」、「工事請負契約の締結」について、本会議及び予算特別委員会で審議されました。

一般質問は、6月7日及び10日に行われ、教育委員会関係は7名から11件の質問が行われました。回答要旨は別紙のとおりです。

■生涯学習課関係

5月30日、「青少年育成センター運営協議会」を開催し、令和5年度の事業報告、令和6年度の事業計画案などが承認されました。

6月7日、「令和6年度少年の主張多賀城市大会」を多賀城中学校で開催し、当校の生徒と来賓者も含め497名が参加しました。優秀賞に選ばれた東豊中学校の熊谷有栖さんが、7月2日に利府町立利府西中学校で開催される仙台地区大会に出場します。

前回報告時以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

6月5日、古代米の田植えを特別史跡内の市川字館前地区で実施し、歴史的食文化体験学習として市内6校の小学校の5年生585名が参加しました。

5月23日、令和6年度宮城県史跡整備市町村協議会が仙台市青葉山公園仙臺緑彩館交流体験ホールで開催され、市長が参加しました。

5月25日、多賀城碑国宝指定記念講演会を文化センターで開催し、50

8 名が参加しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和 6 年 6 月 1 8 日現在)

○文化センター（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
6月8日 9日 (計5公演)	共催事業 「新作ミュージカル ディズニー くまのプーさん」	計1,663名	市会
6月15日	主催事業「ピアノであそぼう」	22名	市会

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
5月16日	高齢者教育事業 「多賀城大学 源氏物語と紫式部ー時代と作品」 講師：東北大学大学院文学研究科 横溝博 氏	55名	中公
6月1日	青少年教育講座 「子どもコマ大戦in中央公民館場所」 講師：株式会社岩沼精工	23名	中公
6月8日	青少年教育講座「海のアートづくり教室～海藻お しば・ハーバリウム～」 講師：理研食品株式会社	11名	中公

○山王公民館

開催日	内容	参加者数	会場
5月15日	高齢者教育事業「山王大学 元気に夏を過ごそう ～熱中症と水分補給」 講師：大塚製薬株式会社	23名	山公
5月30日	成人教育事業「初心者向け多賀城スマホ講習会 i n 山王地区公民館」 (L I N E の使い方) 講師：ソフトバンク株式会社	5名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
-----	----	------	----

5月17日～ 6月14日 (計4回)	地域交流事業「集いの広場」(体育室の開放)	計80名	大公
5月28日	地域交流事業「公民館だより6月号発行」	—	大公
6月6日	地域交流事業「はじめてスマホ会」 講師：ソフトバンク株式会社	2名	大公
6月14日	高齢者教育事業「山茶花大学 声の健康とは～美しい声の保ち方講座～」 講師：東北文化学園大学リハビリテーション学科 阿部千佳 氏	18名	大公

○市立図書館(指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
5月15日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	4名	市図
5月17日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	7名	市図
5月18日	「シャドーボックスづくり」 講師：シャドーボックス・レネ 金田節子氏	10名	市図
5月19日	「おとなの読書大学 話のわかりやすい人が伝える前に考えていること」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	5名	市図
5月23日	「おやこが笑顔になるベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	12名	市図
5月25日	「キッズクラフト おさかなのうちわをつくろう」	11名	市図
5月25日	「新しい本と出会えるきっかけ読書会」	2名	市図
5月26日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ ラベンダーのガラスドームフラワー」 講師：株式会社 多賀城フラワー	9名	市図
6月2日	「大人のワークショップ カルトナージュづくり」 講師：ラベルヴィー 横田 ヨウコ氏	13名	市図
6月5日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	5名	市図

6月7日	「朝活 Good morning YOGA」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子 氏	4名	市図
6月9日	「親子で一緒に 図書館探検隊！」	3名	市図
6月15日	「親子クラフト教室 スクラッチアートで遊ぼう」	14名	市図
6月16日	「名おとなの読書大学 部下道～ワクワクする仕事術～」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	3名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
5月17日～ 6月16日 (計4回)	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	計4名	総体
5月21日～ 6月18日 (計4回)	社会体育事業「学校体育を克服！運動教室」	計30名	総体
5月26日 6月16日	社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」	計43名	総体
6月16日	社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」 講師：株式会社activebody	10名	総体
5月15日～ 6月18日 (計12回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：お茶っこサロン、お茶っこ会、鶴ヶ谷はつらつ会、桜木長寿会、鶴ヶ谷多賀モリ会、向山いきいきサロン、志引町内会、桜木ヨガ教室、高橋多賀モリ会、下馬サロン、志引保育所わくわくデー、多賀モリさくらの会	計216名	市内
5月16日～ 6月15日 (計9回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	計291名	ヘル ス 市会 山公 大公

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
 市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和 6 年 6 月 2 7 日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第 10 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 27 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和６年５月２７日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和６年度多賀城市一般会計補正予算（第２号）に対する
意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財 政 第 4 2 6 号

令 和 6 年 5 月 2 4 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐

(公 印 省 略)

令和6年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）につ
いて（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を
求めます。

担当：企画経営部財政課財政係 大山

臨時代理事務報告第 1 1 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 4 7 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 2 7 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和６年５月２７日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財 政 第 5 8 0 号
令和 6 年 5 月 2 7 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐
(公 印 省 略)

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の工事に係る工事請負変更契約の締結を令和6年第2回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めますので回答願います。

記

1 対象工事

工事の名称	工事の場所
令和6年度山王小学校校舎長寿命化改良等 （建築）工事（第2期）	多賀城市新田字北320番地内

担当：財政課管財契約係 伊藤

議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和6年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）
工事（第2期）
- 2 契約の方法 総合評価方式による制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 452,100,000円
- 4 契約の相手方 多賀城市八幡三丁目16番26号
株式会社宮城工務店

令和6年6月4日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

入札執行調書

入札件名	令和6年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第2期）	入札日時	令和6年5月22日午後2時00分
		入札場所	多賀城市役所5階501会議室
施工場所	多賀城市新田字北320番地内	入札種別	総合評価方式による制限付き一般競争入札
入札者	入札価格	記事	入札執行者 企画経営部財政課 課長 星 昌昭 立会者 教育委員会事務局教育総務課 副主幹 北村 亮太 企画経営部財政課 課長補佐 石山 麻子 副主幹 伊藤 智晃 主 事 阿部 直也
	第1回		
株式会社宮城工務店	411,000,000円	決定	
伏谷建設株式会社	420,000,000円		
株式会社斎藤工務店	415,000,000円		
			予定価格（税抜）
			619,000,000円
			調査基準価格（税抜）
			569,480,000円
備考 決定金額に100分の10に相当する額を加算した金額が契約に係る価格である。			

総合評価方式の評価調書

1 価格以外の評価結果

入札業者		企業評価				技術者能力				労働福祉				地域貢献			不誠実な行為		合計
No.	名称	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	小計	ア	小計	
1	株式会社宮城工務店	3.0	1.0	0.0	4.0	2.0	0.0	2.0	4.0	2.0	0.0	0.0	2.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	16.0
2	伏谷建設株式会社	0.0	0.5	0.0	0.5	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	3.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	11.5
3	株式会社斎藤工務店	3.0	1.0	1.0	5.0	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	3.0	4.0	2.0	6.0	0.0	0.0	16.0

2 価格評価結果

入札業者		入札価格	価格評価点	備考
No.	名称			
1	株式会社宮城工務店	411,000,000	33.602	
2	伏谷建設株式会社	420,000,000	32.148	
3	株式会社斎藤工務店	415,000,000	32.956	

※ 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

3 総合評価結果

入札業者		入札価格	価格評価点	価格以外の評価点	総合評価点	順位	
No.	名称					落札候補者	
1	株式会社宮城工務店	411,000,000	33.602	16.000	49.602	1	決定
2	伏谷建設株式会社	420,000,000	32.148	11.500	43.648	3	
3	株式会社斎藤工務店	415,000,000	32.956	16.000	48.956	2	次点

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

(2) 価格評価点と価格以外の評価点の配点

ア 価格評価点 価格評価点の算定方法

価格評価点＝100×（1－（入札価格÷予定価格））

※価格評価点は、小数点以下第4位を切り捨てとする。

○価格評価点の算定例（予定価格の95パーセントで入札した場合）

価格評価点＝100×（1－（入札価格÷予定価格））
 ＝100×（1－（588,050,000円÷619,000,000円））
 ＝100×（1－0.95）
 ＝100×0.05
 ＝5.000点

※ 予定価格の1パーセントに相当する金額が、価格評価点の1点となる。

イ 価格以外の評価点 20.0点満点

5 落札者の決定年月日 令和6年5月27日

価格以外の評価項目及び評価基準

評価の視点		評価項目		評価点	提出資料
技術力	企業評価	ア 過去の工事実績(平成26年4月1日以降)			契約書及び仕様書の写し
		同種工事の施工経験の実績有	3		
		イ 公共機関からの優良工事表彰の有無(平成26年4月1日以降)			賞状の写し及び表彰された工事契約書並びに仕様書の写し
		表彰実績あり(同種工事)	1		
		表彰実績あり(他工事)	0.5		
		ウ ISO等認証取得状況			認証取得を証明する書類の写し
		ISO9001及び14001の認証取得済み	1		
		ISO9001又は14001のいずれか一方の認証取得済み、若しくはISOに準じた認証機関からの認証取得済み	0.5		
		小 計			5
	配置する技術者の能力	ア 主任技術者の保有する資格の有無			技術者資格者証等の写し
		1級施工管理技士又は監理技術者	2		
		2級施工管理技士	1		
		イ 継続教育(CPD)の取組状況の有無			受講証明書の写し
		継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)	1		
		継続教育の証明あり(各団体推奨単位1/2以上取得)	0.5		
		ウ 主任技術者の施工経験の有無(平成26年4月1日以降)			契約書、現場代理人等通知書及び仕様書等の写し
		同種工事の施工経験の実績有	2		
		小 計			5
社会性	労働福祉	ア 建設業退職金共済制度導入の有無			経審等の写し
		建設業退職金共済制度導入済み	2		
		イ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無			経審等の写し
		退職一時金制度又は企業年金制度導入済み	1		
		ウ 障害者雇用の有無			雇用証明書及び障害者認定書の写し
		雇用率が法定雇用率以上で雇用あり	1		
		雇用率が法定雇用率未満で雇用あり	0.5		
		小 計			4
地域性	地域貢献	ア 多賀城市に本支店、営業所等の所在地の有無			指名登録申請書の確認
		本社あり	4		
		支店、営業所等あり	2		
		イ 多賀城市との災害協定の有無			災害協定書の写し・証明書等
		災害協定あり	2		
		小 計			6
減点	不誠実な行為	ア 多賀城市から過去1年以内の指名停止の有無			自己申告及び指名停止状況の確認
		3月以内の指名停止回数1回につき1点減点	△1		
		3月を超え6月以内の指名停止回数1回につき2点減点	△2		
		6月を超える指名停止回数1回につき3点減点	△3		
合 計				20	

(1) 同種工事の条件

平成26年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した延床面積が2,500㎡以上の教育施設の内装改修工事を元請として施工した実績を有すること(建設共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大の場合の工事のみとする。)

(2) 「表彰実績あり(他工事)」の条件

建築一式工事での受賞実績を対象とする。

低入札価格調査結果について

工事件名	令和6年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第2期）
予定価格（税抜）	619,000,000円
調査基準価格（税抜）	569,480,000円
最高評価点入札者	株式会社宮城工務店
入札価格	411,000,000円
調査結果	調査の結果、入札価格には妥当性があり、かつ適切な工事施工が可能であると判断したため、当該業者を第1位の落札候補者とした。 1 当該価格により入札した理由 (1) 資材の調達について、継続した取引のある協力店からより低廉な価格で購入が可能であることが確認されたこと。 (2) アスベスト除去工事及び解体工事の施工について、同一業者と建設業法に基づく下請契約を締結する予定であり、一体的で効率的な施工管理による経費の低減が見込めることが確認されたこと。さらに、当該下請予定である業者は、中間処理施設を本工事現場の近隣に所有しているため運搬コストや処理コストの低減を図れることが確認されたこと。 2 過去に施工した公共工事の履行状況 当該校舎の改修工事等について多数の工事实績を有しており、本市の優良建設工事表彰においても10回以上の受賞歴があり、上記1の理由を踏まえ十分な施工能力を有するものと判断できること。

工 事 概 要 書

- 1 件 名 令和6年度山王小学校校舎長寿命化改良等(建築)工事(第2期)
- 2 施工場所 多賀城市新田字北320番地内
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- 4 工事等概要

(1) 改良建物概要

- ア 構造 鉄筋コンクリート造
- イ 階数 地上4階建
- ウ 延べ床面積 2,544㎡

(2) 工事概要

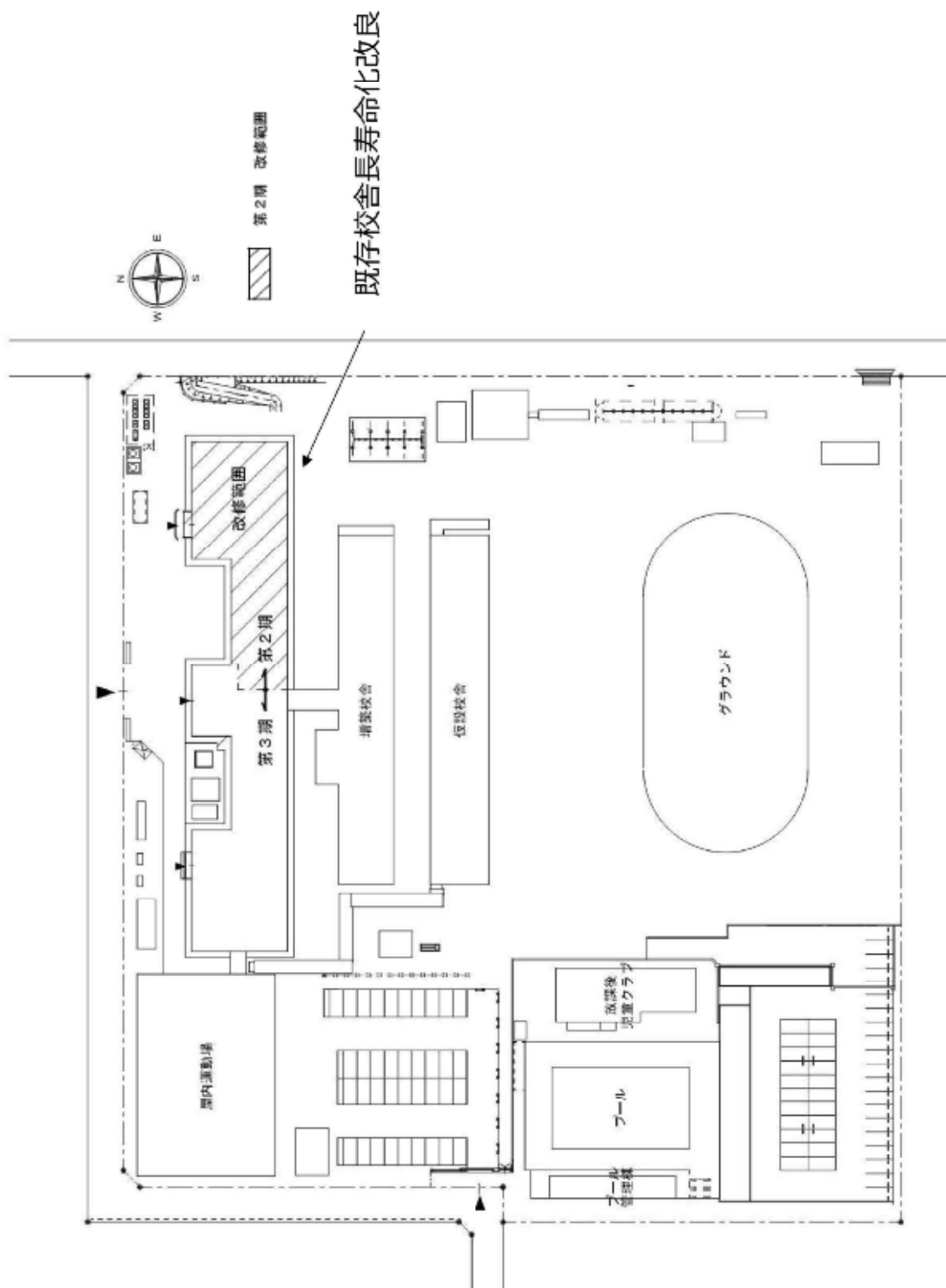
- ア 屋根 塩ビシート防水改修
- イ 外部

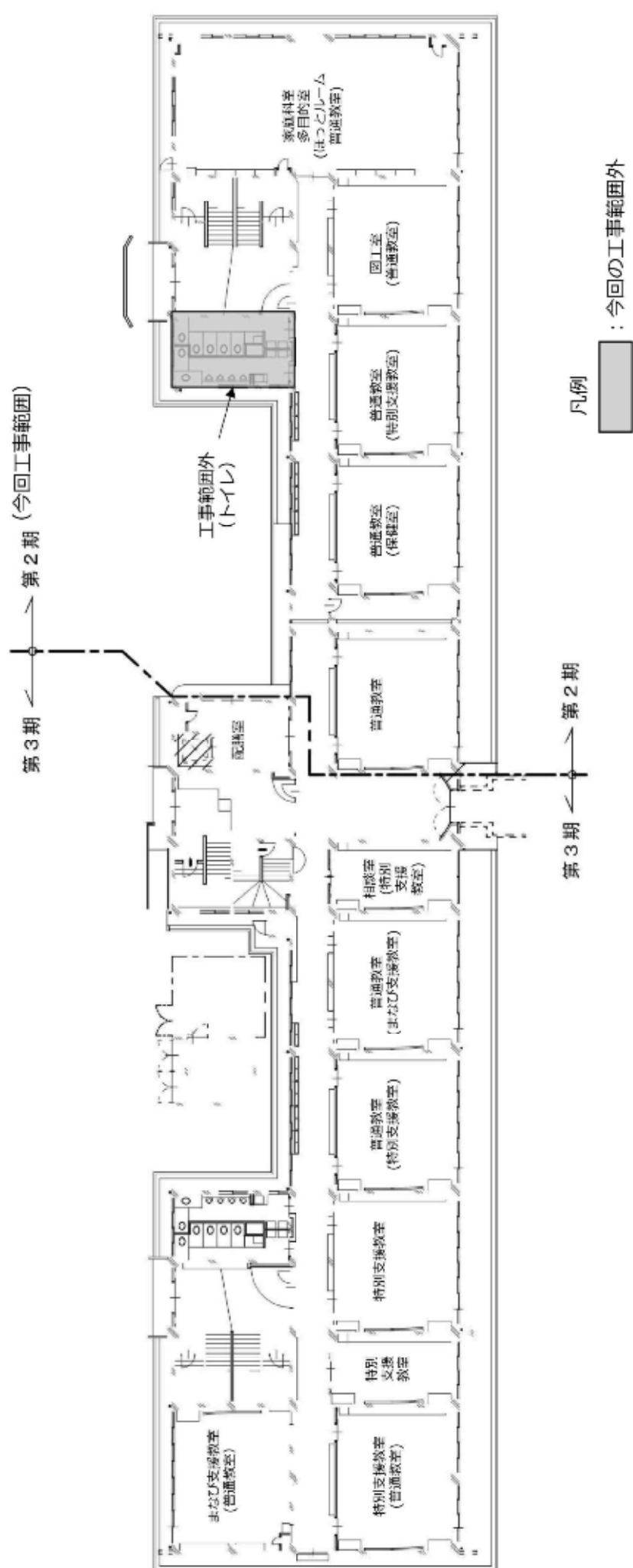
- (ア) 外壁 複層塗材塗替え(アスベスト含有建材撤去を含む。)
- (イ) 金属製建具 カバー工法改修、複層ガラス改修

ウ 内部

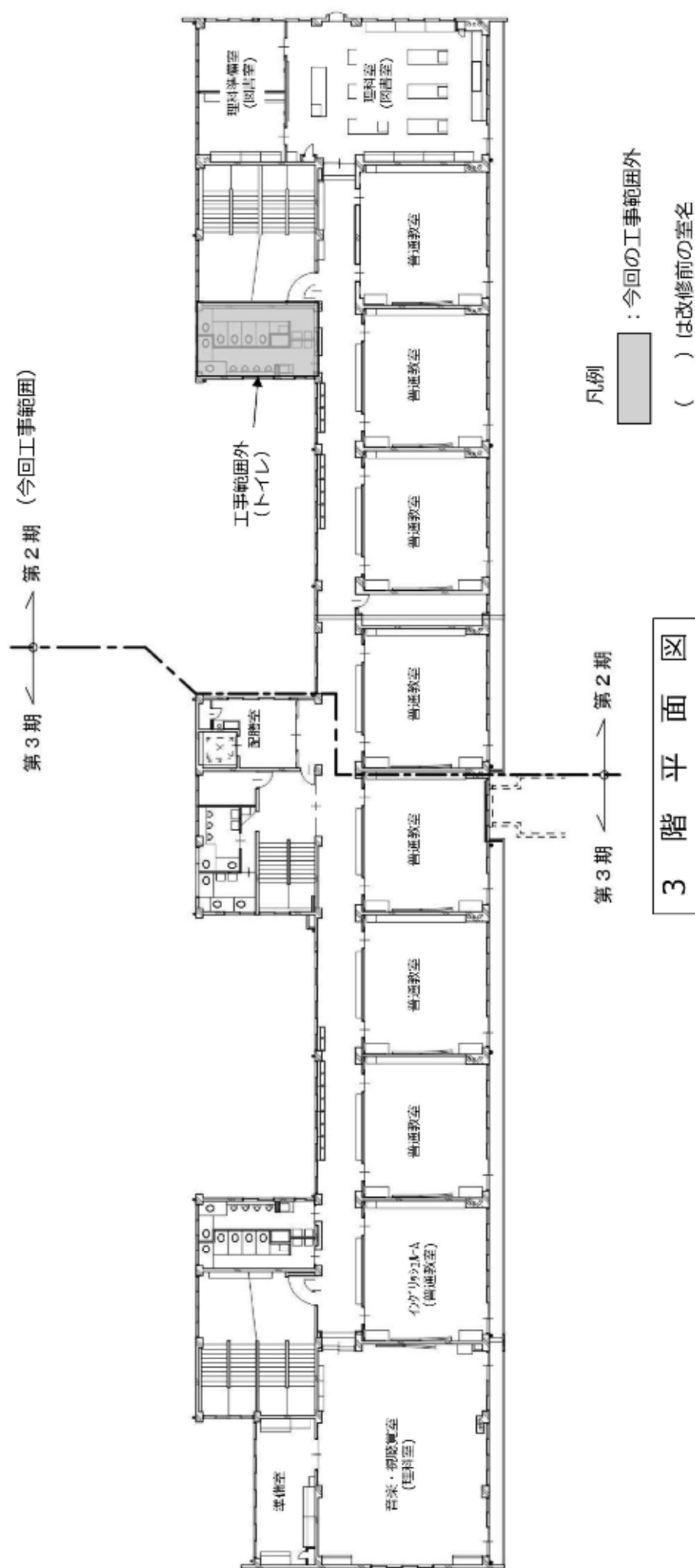
- (ア) 床(教室・各室・廊下) 長尺塩ビシート貼り
- (イ) 内壁 普通教室廊下間壁及びコート掛け内蔵間仕切り壁改修
- (ウ) 天井(教室等) LGS天井新設(アスベスト含有建材撤去を含む。)

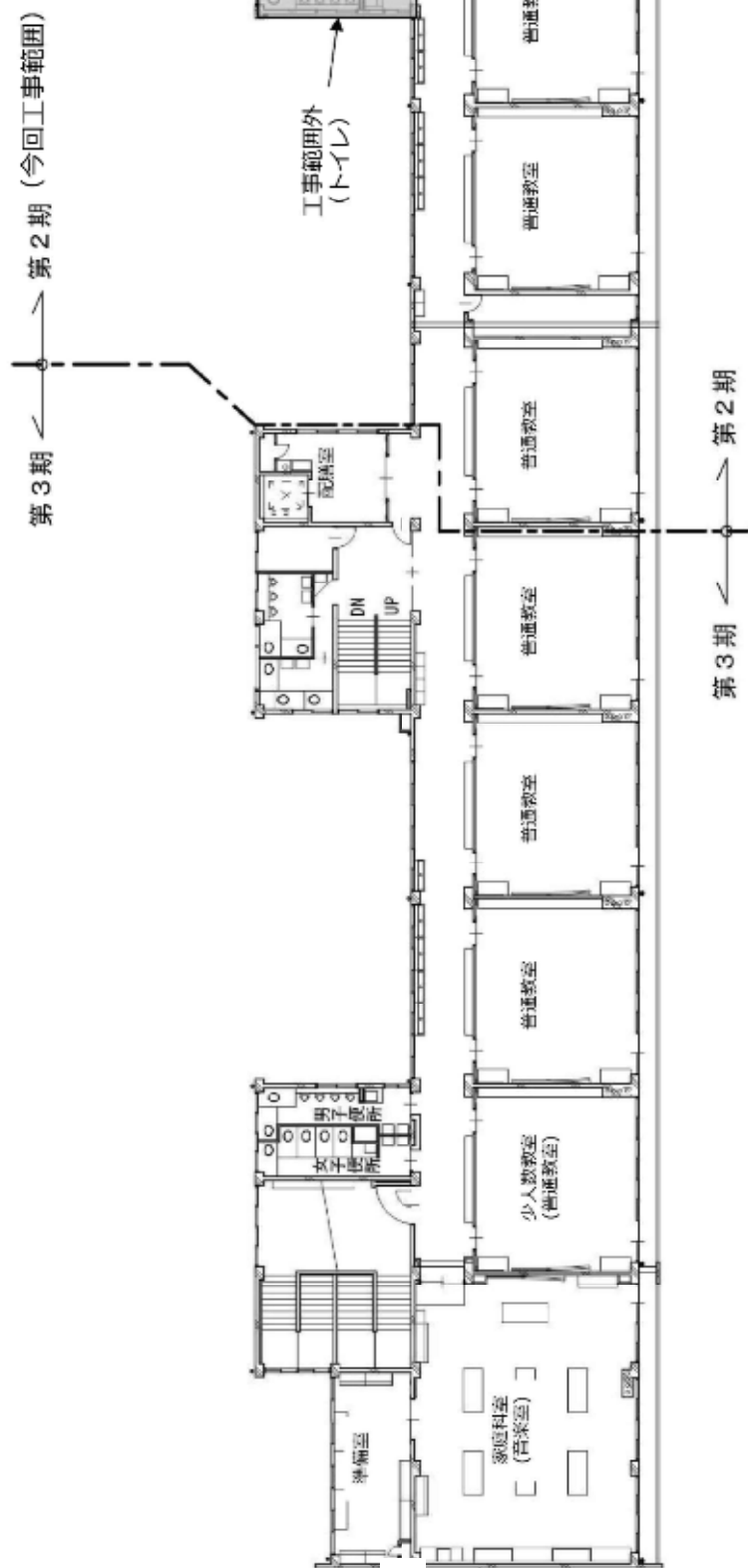
配置図





1 階 平 面 図





凡例

：今回の工事範囲外

() は改修前の室名

4 階 平 面 図

議案第 1 1 号

多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏 名	現 職 等
委嘱	令和 6 年 7 月 1 日	江部 美佐子	多賀城八幡小学校長
委嘱	令和 6 年 7 月 1 日	田中 謙	多賀城中学校長
委嘱	令和 6 年 7 月 1 日	高橋 知子	仙台保健福祉事務所環境衛生部 技術副参事兼総括次長
委嘱	令和 6 年 7 月 1 日	川村 大	仙台農業協同組合多賀城支店長
委嘱	令和 6 年 7 月 1 日	松本 春香	高崎中学校父母教師会会長

令和 6 年 6 月 2 7 日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任 期：令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

No.	氏 名		規 則 区 分 職	役 職 名	備考
1	みつづか 三塚	たかひろ 隆洋	1号 市立学校の校長	多賀城東小学校長	
2	ちば 千葉	まさひろ 雅弘	1号 市立学校の校長	山王小学校長	
3	えべ 江部	みさこ 美佐子	1号 市立学校の校長	多賀城八幡小学校長	令和6年7月 1日就任
4	たなか 田中	けん 謙	1号 市立学校の校長	多賀城中学校長	令和6年7月 1日就任
5	あべ 阿部	よしかず 欽一	1号 市立学校の校長	東豊中学校長	
6	ほしやま 星山	じゅんいちろう 純一郎	2号 児童生徒の保護者	多賀城小学校 父母教師会 会長	
7	すずき 鈴木	ゆきや 幸也	2号 児童生徒の保護者	天真小学校 父母教師会 会長	
8	かとう 加藤	ゆきえ 千恵	2号 児童生徒の保護者	城南小学校 父母教師会 会長	
9	くりやま 栗山	あつし 篤史	2号 児童生徒の保護者	第二中学校 父母教師会 会長	
10	まつもと 松本	はるか 春香	2号 児童生徒の保護者	高崎中学校 父母教師会 会長	令和6年7月 1日就任
11	たかはし 高橋	ともこ 知子	3号 関係行政機関の 代表者	仙台保健福祉事務所 環境衛生部 技術副参事 兼総括次長	令和6年7月 1日就任
12	かのう 叶	さえこ 佐江子	4号 学識経験者	塩釜地区薬剤師会 薬剤師	
13	かわむら 川村	だい 大	4号 学識経験者	仙台農業協同組合 多賀城支店長	令和6年7月 1日就任

○委員の構成

1号委員 市立学校の校長	5
2号委員 児童生徒の保護者	5
3号委員 関係行政機関の代表者	1
4号委員 学識経験者	2
計	13

多賀城市学校給食センター条例（抜粋）

（学校給食センター運営審議会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

多賀城市学校給食センター条例施行規則（抜粋）

（学校給食センター運営審議会）

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）

の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。（1）市立学校の校長

（2）児童生徒の保護者 （3）関係行政機関の代表者 （4）学識経験者

議案第 12 号

多賀城市文化財保護委員会の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏 名	経 歴 等
委嘱	令和 6 年 8 月 1 日	飯淵 康一	東北大学名誉教授
委嘱	令和 6 年 8 月 1 日	大平 聡	宮城学院女子大学教授
委嘱	令和 6 年 8 月 1 日	加藤 文男	多賀城鹿踊保存会会長
委嘱	令和 6 年 8 月 1 日	菊池 光信	市川区長
委嘱	令和 6 年 8 月 1 日	白鳥 良一	元東北歴史博物館副館長
委嘱	令和 6 年 8 月 1 日	J.F.モリス	東北大学災害科学国際研究所 客員教授
委嘱	令和 6 年 8 月 1 日	鈴木 朝二	東北学院大学非常勤講師
委嘱	令和 6 年 8 月 1 日	吉野 武	多賀城跡調査研究所所長
委嘱	令和 6 年 8 月 1 日	藤沼 邦彦	元弘前大学教授

令和 6 年 6 月 27 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市文化財保護委員名簿

任期 令和6年8月1日から令和8年7月31日まで

NO	氏名	経歴等	分野	備考
1	飯淵 康一	東北大学名誉教授	建築史	再任
2	大平 聡	宮城学院女子大学教授	近現代史	再任
3	加藤 文男	多賀城鹿踊保存会会長	郷土芸能	再任
4	菊池 光信	市川区長	地域代表	再任
5	白鳥 良一	元東北歴史博物館副館長	考古学	再任
6	J・F・モリス (John Francis MORRIS)	東北大学災害科学国際研究所客員教授	近世史	再任
7	鈴木 朝二	東北学院大学非常勤講師	歴史教育	再任
8	吉野 武	多賀城跡調査研究所長	調査研究	再任
9	藤沼 邦彦	元弘前大学教授	考古学	再任

○委員の構成（参考）

建築史	近現代史	郷土芸能	地域代表	考古学	近世史	歴史教育	調査研究
1	1	1	1	2	1	1	1

～教育長に対する事務委任等規則（抜粋）～

（教育委員会議決事項）

第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議において議決を受けなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 附属機関の構成員を委嘱し、又は解職すること。

(10)～(16) 略

～多賀城市文化財保護条例（抜粋）～

（文化財保護委員会）

第6条 教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は委員10人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～多賀城市文化財保護条例施行規則（抜粋）～

（文化財保護委員会）

第2条 多賀城市文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）の委員は、文化財に関し識見を有する者のうちから教育委員会が任命する。

第3条 保護委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、保護委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第4条 会長は、保護委員会を招集し、その議長となる。

2 保護委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 保護委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条 保護委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

議案第 13 号

令和 7 年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の
採択基準について
このことについて、別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 27 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市教育委員会及び多賀城市立小・中学校教職員が教科用図書の調査研究を行う場合は、次に示す項目及び観点を基準とする。

1 中学校で使用する「各教科」教科用図書採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている教科の目標達成のために内容が工夫されているか。
- イ 宮城県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。
- ウ 生徒の心身の発達の段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- エ 内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- オ 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- イ 教科の目標を踏まえて、各章、各節のねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- ウ 基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習を進めるための配慮がなされているか。
- エ 内容の分量や区分が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。
- オ 教材の配列が、生徒の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮されているか。
- イ 生徒の経験や興味・関心を大切にし、主体的・対話的で深い学びを実践するための工夫がなされているか。
- ウ 生徒の多様な個性や能力に広く対応するとともに、生徒が自己の学びを調整しながら学習できるよう配慮されているか。
- エ 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- オ 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記、表現が適切であるか。
- イ 生徒が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

2 中学校で使用する「特別の教科 道徳」教科用図書採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている「特別の教科 道徳」の目標達成のために内容が工夫されているか。
- イ 宮城県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。
- ウ 生徒の心身の発達の段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- エ 内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- オ 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- イ 「特別の教科 道徳」の目標を踏まえて、ねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- ウ 内容項目を関連的に・発展的に捉え、重点的な取扱いの工夫ができるように配慮がなされているか。
- エ 内容項目の数や分量が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。
- オ 教材の配列が、生徒の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める学習が進められるよう配慮されているか。
- イ 生徒の経験や興味・関心を大切にし、主体的・対話的で深い学びを実践するための工夫がなされているか。
- ウ 生徒の多様な個性や能力に広く対応されているか。
- エ 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- オ 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記、表現が適切であるか。
- イ 生徒が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

3 小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準

(1) 内容に関すること

- ア 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- イ 宮城県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応しているか。
- ウ 社会適応能力の向上を図り、自立や社会参加を促す配慮がなされているか。
- エ 様々な体験活動を促し、自己を生かす生き方や進路を考えられるものか。
- オ 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

(2) 組織と配列に関すること

- ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- イ 内容の分量や区分が適切であるか。
- ウ 季節や行事等との関連が考慮されているか。
- エ 児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

(3) 学習と指導に関すること

- ア 児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。
- イ 基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。
- ウ 児童生徒の興味や関心を喚起し、主体的・対話的で深い学びを促すように配慮されているか。
- エ 他の教育活動との関連に配慮されているか。
- オ 内容がより理解できるような挿絵、図表、写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

(4) 表現と体裁等に関すること

- ア 表記、表現が適切であるか。
- イ 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するよう配慮されているか。
- ウ 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- エ 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- オ 製本は体裁がよく堅ろうであり、安全や環境に配慮されているか。